



秋穂町広報

No. 87

人口と世帯数

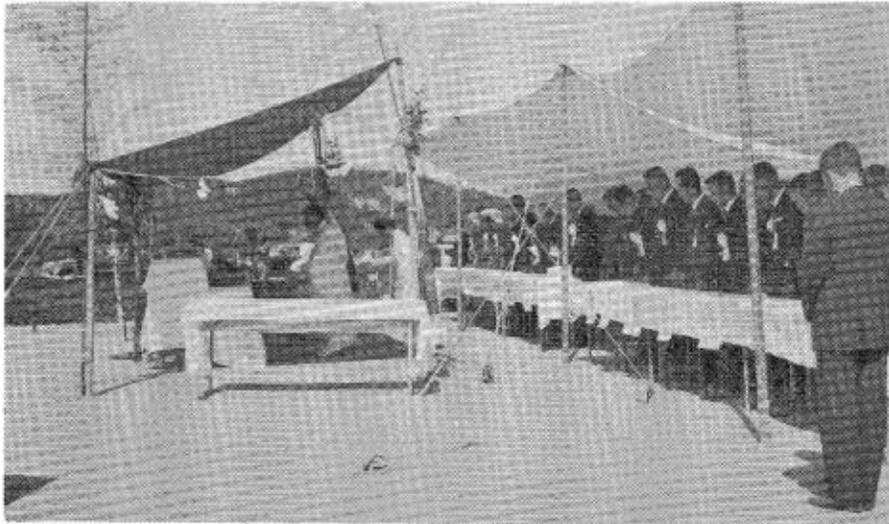
(10月末)

人口	9710人
秋穂地区	6189人
大海地区	3521人
世帯数	2303世帯
秋穂地区	1445世帯
大海地区	858世帯

新嘗祭献穀粟の抜穂式

盛大に挙行さる

去る六月一日播種式を行なうに先立ち、部長、県議会議長、地元から町長、町議会議長など関係者六十名が参列し、奉耕者松本氏夫妻、橋本町知事、藤生町長ほか関係代表者と八人の植女により抜穂の儀が行なわれました。



去る六月一日播種式を行なうに先立ち、部長、県議会議長、地元から町長、町議会議長など関係者六十名が参列し、奉耕者松本氏夫妻、橋本町知事、藤生町長ほか関係代表者と八人の植女により抜穂の儀が行なわれました。

今年七月から異常早魃が続き降雨が無かったため、秋穀粟の生育も気づかれましたが、松本氏はじめ関係者の御努力により、見事な稔りの秋をむかえることが出来ました。

この秋穀粟は奉耕者及び関係者によって精選調整されて、十月三十日に県知事、町長、奉耕者夫妻が上京して宮中へ献上されました。

町議会だより

昭和四十一年度一般会計など諸決算を認定。
教育委員に福嶋米子氏
監査委員に山本定市氏
決まる。

第二回定例町議会が十月二日から開かれ昭和四十一年度一般会計などの諸決算の認定、外四件の議案について審議可決され十月五日終了しました。

なお岡本シゲ子氏の任期満了による教育委員には福嶋米子氏、監査委員は山本定市氏が再任されました。
可決された議案
○昭和四十一年度秋穂町一般会計及び特別会計歳入

歳出諸決算の認定について

1. 一般会計決算額
歳入
一億八九〇九万七千七百三十三円
歳出
一億六六一〇万二千九百一十七円

2. 国民健康保険特別会計決算額

歳入二九五九万九千九百三十三円
歳出二六八万七千四百一十八円

3. 国民宿舎特別会計決算額
歳入五五五万二千二百八十八円
歳出五五〇万二千九百六十六円

○秋穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

○大海小学校新築工事請負契約について

○秋穂町教育委員会委員の任命同意について

○秋穂町監査委員の選任同意について



写真説明 上 抜穂式

下 奉耕者 松本氏夫妻

秋季火災予防運動週間

11月26日～12月2日

さあねよう アツ
そのまえに火の点けん

監査意見書

地方自治法第二百三十三
条第二項の規定により審査
に付せられた昭和四十一年
度秋穂町歳入歳出決算の審
査を執行したのでその結果
について意見書を提出する
記

審査期間

自昭和四十二年八月三十一
日

至昭和四十二年九月六日
監査委員 山本 定市
監査委員 宮本千代治

意 見

一、決算係数について

昭和四十一年度の一般会
計並びに各特別会計の決算
について、関係簿冊、証拠
書類等を照合すると共に、
指定金融機関、山口銀行秋
穂支店との突合、審査を行
なった結果、計数に相違な
いことを確認した。

二、町財政の現況について

(1) 本町における全般的な
財政状況は、歳入が昭和三
十九年度、一五四、五七七
千円を一〇〇%とした場合
、昭和四十年、一七五、
九二四千円、一一三・九%
、昭和四十一年度一八九、
〇九八千円、一一二・四%
と順調に伸び、又支出は昭
和三十九年度、一四一、一
九八千円を一〇〇%とした

場合、昭和四十年、一五
四、〇二八千円、一〇九・
一%、昭和四十一年度一六
六、一〇三千円、一一七・
六%と伸びると共に実質収
支に於いて二二、九九五千
円と黒字が生じた事は健全
財政を実施された結果であ
る。

(2) 財源内訳であるが特定
財源となる国、県支出金は
三四、一五七千円で歳入に
占める割合は一八・一%と
なっている。町債として借
入れた額は、前年度二四、
三〇〇千円の内、国より充
当され地方団体に実質的な
負担とならない臨時減税補
填借入八、八〇〇千円を
除くと一五、五〇〇千円が
実質的な負担、本年は借入
額一〇、九〇〇千円の内臨
時減税補てん債六、九〇〇
千円、昭和四十一年度に限
り国より特別事業債として
認められた額三、二〇〇千
円を差引くと実質的に負担
を残す額は八〇〇千円と非
常に少額な借入れとなっ
ている。

一般財源は一三八、一八
九千円となりこの内訳を見
ると町税三五、二九三千円
地方交付税六六、〇六一千
円その他三六、八三五千円
と大別することが出来る
。

以上の通り財源内容を分
析した結果では堅実な運営
となつている。
(3) 実質収支及び単年度収
支について見ると実質収支
は前年度二一、八九六千円
が繰越され本年度は二二、
九九五千円繰越される。従
って単年度収支に於いては
一、〇九千円僅かながら
も剰余金を出したことはよ
り健全な運営がなされた結
果であると認められる。
(4) 歳出内容を大別すると
投資的経費は五七、八一
千円と前年に比較し八一〇
千円減少し消費的経費は六
一、九六一千円と前年度に
比較し、三、二二二千円の
増加、その他経費は三六、
〇二〇千円、公債費一〇、
三一一千円となつており、
それぞれ増加している。
(5) 町債の状況であるが前
々年度末五七、九六三千円
(内、臨時補てん債五、二
〇〇千円)、前年度末七八、
二九八千円(内、臨時減税
補てん債一四、〇〇〇千円
)、本年度末、八四、〇三〇
千円(内、臨時減税補てん
債一九、一六九千円)と借
入額は増大しているが前年
度に比較し、純一般財源を
必要とする実質的な借入残
額は減少していることが認
められる。

以上、町財政の現況につ
いて把握して見た結果であ
るが今後の財政運営につい
てもより一層の努力をされ
たい。
三、歳 入
町財政運営の基幹となる
町税について見ると収入額
は前年度三四、三四二千円
前年度の伸びは一、〇八八
千円に対し本年は三五、二
九三千円伸びは九五・一
千円と漸増の傾向を辿りつ
つあり、多くの伸びは今後も望
むことが出来ないものと考
えられる。又調定の方向よ
り見ると調定額に対する収
入割合は前年の八一・四%
に比べ本年は八三・一%と
徴収実績は努力された結果
上昇しているが尚、徴収未
済額が多いので最善の努力
を傾注しこれを徴収される
ようされたい。
地方交付税は前年度五七
、八三〇千円に比べ本年は
六六、〇六一千円と八、二
三一千円、一四・二%と大
巾に伸びており、これの占
める全収入に対する割合が
四十年三三・九%、四十一
年度三四・九%と比重を高
めつつあり、本町の財政運
営も町税より地方交付税に
頼る率が益々大きくなりつ
つあることを示している。

四、歳 出
書類審査を実施した結果
異常なく、又町が補助及び
交付金の支出をした各団体
、任意団体等並びに補助単
独事業を実施した現地を調
査した結果適正に処理され
ていることが認められる。
五、保管物の管理について
現金有価証券等の管理は
良好である。
六、財産の管理について
各財産について現地を調
査した結果充分な管理が行
なわれているものと認め
る。
七、基金の管理について
基金の運用状況は良好で
整理は完全に行なわれて
いるものと認める。
九、特別会計
(1) 国民健康保険特別会計
總体的に見る処では歳入が
四十年二七、八八三千
円、四十一年度二九、五九九
千円と一、七一一千円伸び
たのに対し歳出においては
四十年二二、八三八千円
、四十一年度二六、八一七
千円差引三、九七九千円と大
巾に伸びた為翌年度に繰
越す額が昭和四十年五、
〇四五千円、昭和四十一年
度二、七八二千円と二、二
六三千円も減少、単年度収
支において赤字となつてお
り、このままの状況で進め
ば昭和四十二年に於いて
は、実質収支において赤字
となることが考えられるの
で今後の国保運営は相当警
戒を要するものと思う。
(二) 歳 入
保険税は前年度九、三二
八千円の収入に対し本年度
は一〇、一九四千円と八六
六千円の増加となり調定額
から見ると収入割合は前年
度八二・六%本年度八三・
三%と一般会計の町税同様
収納率は向上しているが滞
納額は減少していないので
徴収事務に努力されたい。
国庫支出金であるが前年度
に於いては特例として療養
給付費、事務費等の全額交
付及び昭和四十一年度に限り
臨時財政調整交付金が交付
される等対処されたが昭和
四十一年度ではこの様な特
例もない為収入額が昭和四
十年一六、二一八千円、
昭和四十一年度一四、〇〇
〇千円と二、二一八千円減
少している。

三、歳 出
保険給付額が昭和三十九
年度一七、八五三千円、四
十年一九、二二〇千円、
四十一年度二二、七九一
千円と三十九年度より四十
年度に伸びた率に比べ、四十
一年度は大巾に伸びたこと
は受診率が上昇した事を示
すものであり今後の運営に
ついては、尚一層の努力を
されたい。

以上、町財政の現況につ
いて把握して見た結果であ
るが今後の財政運営につい
てもより一層の努力をされ
たい。
三、歳 入
町財政運営の基幹となる
町税について見ると収入額
は前年度三四、三四二千円
前年度の伸びは一、〇八八
千円に対し本年は三五、二
九三千円伸びは九五・一
千円と漸増の傾向を辿りつ
つあり、多くの伸びは今後も望
むことが出来ないものと考
えられる。又調定の方向よ
り見ると調定額に対する収
入割合は前年の八一・四%
に比べ本年は八三・一%と
徴収実績は努力された結果
上昇しているが尚、徴収未
済額が多いので最善の努力
を傾注しこれを徴収される
ようされたい。
地方交付税は前年度五七
、八三〇千円に比べ本年は
六六、〇六一千円と八、二
三一千円、一四・二%と大
巾に伸びており、これの占
める全収入に対する割合が
四十年三三・九%、四十一
年度三四・九%と比重を高
めつつあり、本町の財政運
営も町税より地方交付税に
頼る率が益々大きくなりつ
つあることを示している。

(2) 国民宿舍特別会計

建設事業は前年度一部を建設し本年度を以つて終了したものであり現地調査の結果では正当になされてい

て見ると歳入約七・五%歳出七・八%歳入歳出差引残額五%余の伸びとなっております。これらの伸びは歳入においては地方交付税、国県支出金、町税の収入増が主でありま

でありました社会福祉協議会を法人化した法的基盤と責任体制を確立して民間社会福祉事業の達成が期待されるよう育成指導を図っております。本部門における主要成果は次のとおりです。

上を見ております。主要成果は次のとおりです。(一)各種予防接種、接種総数延一、五九五人その内訳をみますとツベルクリン反応二八二〇人、インフルエンザ二、六七三人、日本脳炎二、一二二人、腸チフスパラチフス二、二六一一人種とう七七九人、百日せき

しますと共に基幹作目の改善対策事業、そさい指定産地事業及び融資事業をそれぞれ実施し併せて土地改良事業の施行各種官農研究、団体の育成、生活生産学級の開設等を実施しその成果は生産技術の向上とともに

(二)土地改良事業 団体営事業、黒瀉農道改良、延長三八五米巾員四米 単営事業、宮ノ且農道改良、延長三二二米巾員四米 単独町費事業、先青江農道改良、延長三〇米橋りよう一ヶ所、単独町費事業、宮ノ且農道改良(二ヶ所)、延長二二九米、単独町費事業、浜中水路改良(二ヶ所) 延長九九米、(三)林業関係 小規模林道(串山線)、延長二六〇米巾員三米、せき悪林改良事業、九ヶ所、七ヘクタール (四)水産関係 (イ)、車えび、あさり放流事業、車えび二〇〇万匹、あさり二、八〇〇キロ、(ロ)、のり人工採集施設設置(大海)

の収支においては歳入二〇、二二八千円に対し歳出が一六、八二八千円と三、四〇〇千円の黒字経営が行なわれている事は昭和四十二年度以降資本投資をしないで現状経営が行なわれれば赤字の要因となるものは認められないがより一層努力されたい。

歳出においては建設事業の増加に伴う町負担の増高及び人件費、物件費の経常的経費の増加が主因であります。昭和四十年年度歳入金額一七五、九二四千円比率一〇〇%昭和四十一年度一八九、〇九七千円比率一〇七・四九%歳出金額昭和四十年年度一五四、〇二八千円比率一〇〇%昭和四十一年度一六六、一〇二千円比率一〇七・八四%歳入歳出差引残額昭和四十年年度二一、八九六千円比率一〇〇%昭和四十一年度二二、九九五千円比率一〇五、〇二%本決算における主要施策及びその成果について歳出費目部門別に次のとおり説明致します。

(一)生活困窮者に対する救済。生活保護世帯、年間延七九五世帯、延一、七三七人保護費受給総額五、〇二四千円 (二)保育に欠ける幼児、児童の措置数、延二、七〇六 (三)老人クラブの育成等。総数一七クラブ、人員九四〇人、老人健康審査、人員一九六人 (四)国民年金被保険者数及び各種年金受給者。被保険者総数三、〇四五人、保険料率九八・七%各種年金受給者老令年金、五六五人障害年金、五一一人、母子年金、二九人遺児年金、二人 (五)心配ごと相談。延十二回相談件数、九五件

町内失業者の生活安定を図るため、失業対策事業を実施し併せて雇用促進対策の一環として就職斡旋を実施致しました結果は次のとおりです。(一)一般失業対策事業、串山線道路整備工事、延長六七〇米、失業者吸収延人員一、三〇〇人 (二)就職斡旋人員、六名

備等の事業及び融資事業を実施致しますと共に漁家生活教育の開設等関係機関と連携し実施し多大な成果を収めております。本部門における主要成果は次のとおりです。(一)農業関係 (イ)、稲作改善対策事業、農道補修、延長一一一米、(ロ)、そさい指定産地事業、栽培農家戸数、かんらん一〇〇戸、栽培面積、かんらん二五ヘクタール、たまねぎ二〇ヘクタール (ハ)、近代化融資事業、農畜舎貯蔵庫、十九件、農業機械、八件、家畜導入、十三件土地改良、三件

(イ)、共済制度加入奨励、一六戸、二四〇隻、(ロ)、漁港整備事業、漁港修築工事(大海)、防波堤延長七九米、階段工事(秋穂)、一ヶ所、(ハ)、海岸保全施設工事、大河内海岸堤防延長一三二米、(ニ)、漁業構造改善事業(漁礁設置)、並型漁礁二一〇個、投石漁礁三五〇立方米、沈船漁礁一八〇ト

成果公表

地方自治法第二百三十三條第四項の規定に基づく昭和四十一年度決算に係る会計年度中における主要施策の成果

一般会計の部

昭和四十一年度秋穂町一般会計の決算額は歳入において一八九、〇九七千円、歳出において一六六、一〇二千円、歳入歳出差引残額二二、九九五千円でありましてこれを前年度と比較し

一、民生費部門

町の繁栄をはかりつつ常に民生の安定、社会福祉増進の施策を推進し、特に生活困窮者の救済、児童老人等に対する福祉施策を実施致しますと共に身障者、遺族、白菊会等に対する援助を図り、併せて多年の懸案

二、衛生費部門

保健衛生施策については住民の健康の保持増進と環境衛生の改善対策に重点を置き各種予防接種、間接撮影検査及び環境衛生事業等を実施致しますと共に環境衛生推進協議会の育成指導を図り明るく健康な家庭と住みよい町づくりにその向

四、農林水産費部門

本部門は本町産業振興の基盤であり近代化に即応した諸施策を推進し生産性の増強を図っております。農業面では先づ農業センター普及協議会等に補助措置を講じ経営改善、営農技術等に対する指導態勢を確立致

しますと共に基幹作目の改善対策事業、そさい指定産地事業及び融資事業をそれぞれ実施し併せて土地改良事業の施行各種官農研究、団体の育成、生活生産学級の開設等を実施しその成果は生産技術の向上とともに

(イ)、稲作改善対策事業、農道補修、延長一一一米、(ロ)、そさい指定産地事業、栽培農家戸数、かんらん一〇〇戸、栽培面積、かんらん二五ヘクタール、たまねぎ二〇ヘクタール (ハ)、近代化融資事業、農畜舎貯蔵庫、十九件、農業機械、八件、家畜導入、十三件土地改良、三件

五、商工・観光費部門

中小企業振興の一環として県信用保証協会に対する出資を増額し金融制度の拡充と保証機能を強化致しますと共に町商工会並びに街路とう新設に対する助成措置等を実施致してあります。観光面におきましては国民宿舎の建設開業に呼応しキャンプ村を開設夏期におけるレクリエーションの場を設けるとともに竹島の道路及び環境整備等を実施致してあります。

六、土木費部門

産業交通また経済交流促進の面からも重要な部門でありまして道路施策に重点を置き主要町道路線の改良及び簡易舗装工事を実施してあります。港湾関係につきましては、継続事業として秋穂港防波堤の築堤及び海岸局部改良として中津江海岸堤防の改修工事を実施致してあります。本部門における主要成果は次のとおりです。

- (一)道路整備関係
 - ①、道路改良(総延長一、七三五米)、中野北条線、延長四〇〇米、東天田宮ノ目線、延長二七〇米、東天田線、延長一六七米、花香線、延長一四〇米、下村線、延長一七二米、大海畔線、延長四一六米、六ノ切線(黒湯)、

延長二八〇米、日地赤崎線、延長五〇米、六ノ切線(中野)延長一六九米、赤石線、延長三四米、遍明院畔線、一二米

②、簡易舗装(総延長二、一六六米)、大海畔線(天田)、延長六七〇米、六ノ切線(中野)、一五七米大海畔線(中条)、延長三五四米、宿舎線、延長一三七米、釈加之本線、延長二四五米、金山領線、延長一一一米、下村田線、延長四五〇米、中野畔線、(青江)延長四二米

(二)、港湾関係

秋穂港防波堤築堤工事、延長四二米、中津江海岸堤防改良工事、延長一一一

七、教育部門

教育施設の完備と教育用品の充実に重点を置き特に視聴覚、理科教育用品については時代の要請に即応した対策を実施致してあります。社会教育面におきましては乳幼児学級を新設し母親の教養向上と乳児の保健対策に努め、その他各種教育学級を開設致しまして成人教育を積極的に推進致しますと共に社会教育団体の育成指導、体育奨励、花いっぱい、交通安全等の健民運動を展開実施し明るい町

- (一)教育学級開講数
 - ①乳幼児学級、延一二回(乳幼児母親対策) 婦人学級、延三〇回(栄養教育、華道教室)、青年文化教育、延四八回(文芸、絵画、料理教室)、八八学級、延二回(老人対象) 家庭教育学級、延一二回(保育園児母親対象)

づくり、人づくりにその向上を見ております。本部門における主要成果は次のとおりであります。

(一)公共土木災害関係
天神川災害復旧工事、延長六〇米、赤崎川災害復旧工事、延長八〇米、町道大海畔線災害復旧工事、延長一一四米、町道丸尾線災害復旧工事延長一二米

(二)耕地災害関係

農地災害復旧工事(北条)一、五ヘクタール、農業用施設災害復旧工事(北条)、水路、延長二〇九米、農業用施設災害復旧工事(北条)ためいけ一ヶ所、以上一般会計における主要施策の成果の説明と致します。

特別会計の部

一、国民健康保険特別会計
昭和四十一年秋穂町国民健康保険特別会計の決算額は歳入において二九、五九

九千円、歳出において二六、八一七千円、歳入歳出差引残額二、七八二千円でありましてこれを前年度と比較してみますと歳入六・二%歳出一七・四%の伸びとなっており、歳入歳出差引残額は約四五%の減となっております。この伸びは歳入において国民健康保険税の増収が主であり、歳出においては療養給付費の増高が主因であります。

差引残額が前年度より大きく減少したことは前年度は国の国保財政に対する特

国民健康保険特別会計歳入歳出決算額

歳 入		歳 出	
款	収入済額	款	支出済額
国民健康保険税	10,194,370	総務費	2,900,535
使用料及び手数料	11,370	保健給付費	22,791,476
国庫支出金	14,000,000	保健施設費	670,143
県支出金	64,579	諸支出金	455,264
繰越金	5,045,300		
繰上収入	283,574		
歳入合計	29,599,193	歳出合計	26,817,418

歳入歳出差引残額 2,781,775円

国民宿舎特別会計歳入歳出決算額

歳 入		歳 出	
款	収入済額	款	支出済額
使用料及び手数料	18,280,531	体養施設建設費	39,224,550
繰入金	8,000,000	公債費	1,632,672
繰越金	334,172	休養施設費	15,195,734
繰上収入	1,947,425		
繰上借入金	26,000,000		
歳入合計	54,562,128	歳出合計	56,052,956

歳入歳出差引残額 △ 1,490,828円

(四)乳児一斉検診 二〇九人
(三)才児検診 一一一人

二、国民宿舎特別会計

昭和四十一年度国民宿舎特別会計の決算額は歳入において五四、五六二千円、歳出において五六、〇五三

千円、歳入歳出差引残額不足額一、四九一十千円となりこれを翌年度より繰上充用致してあります。この主因は歳入面当初建設費に係る町債三二、〇〇〇千円を予定致してありましたが多額の借入れを致すより出来得る限り運営益金を以って充足することとし実質町債

(一)療養給付数、総数延一六〇三人(世帯主五、〇八二人、世帯員一一、五二一人)

(二)助産給付数 四六人

(三)葬祭給付数 五二人

借入額を二六、〇〇〇千円に減額致したため生じたものであります。

然し乍ら建設関係費を除き運営面では開業以来すこぶる好調で歳入二〇、二二八千円、歳出一六、八二八千円差引三、四〇〇千円の黒字経営と相成っております。次年度からは建設、調度備品等の資本投資を多く必要としないので全体運営の見とおしは極めて明るいものと確信致します。

本施策における主要成果は次のとおりです。

(一) 宿舍建設事業

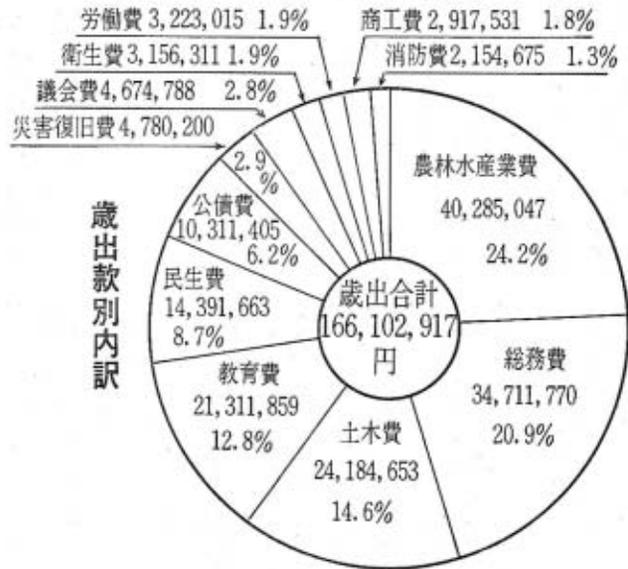
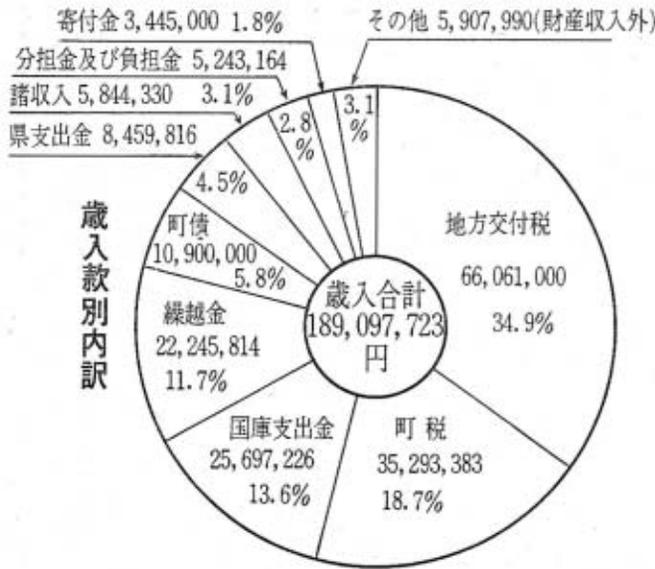
鉄筋コンクリート二階建、面積一、〇五五 一平方米、従業員宿舍及び倉庫木造平屋建、四八・七三平方米、

(二) 宿舍利用状況

総数六、三〇二人(個人五、四八五人、団体八一七人)、休憩利用者総数二九、一八〇人(客室利用一五、三五三人、食堂利用一三、八二七人)、以上特別会計における主要成果の説明と致します。

交通安全

- アツ危いそのスピードが死を招く
- 一秒待つ心のゆとりが身を守る
- とび出すな車は急に止まらない



交通無事故競争月間

例年のとおり10月1日から12月31日までの3カ月間「山口県交通無事故競争運動」が実施されます。県下の市町村を地理的条件などで7グループにわけて交通事故の発生状況(昨年との比較)と交通安全活動について各市町村単位の無事故競争が行なわれます。

この月間の目的は、年末は交通量が多く交通事故が多発しているため、歩行者も運転者もお互いに交通規則を守り、交通事故ゼロを目指して地域ぐるみの交通安全運動を行なうものであります。

本町では今年1月から9月までに55件の交通事故が発生し2名の死者が出ています。このような悲惨な事故を少しでも無くするため、みんなで注意して交通事故を起きぬように、町民の皆さんの御協力をお願い致します。

環境衛生改善功労者 森さんに感謝状

本町の森弥平さんは、環境衛生の改善向上のために、平素からなみ／＼ならぬ努力をしておられることは皆さんもよくご存知のことと思います。去る九月二十七日山口市で開催された第九回山口県環境衛生推進大会で環境衛生改善功労者として感謝状が贈られました。皆さんと共に御慶び申し上げたいと存じます。

小作料の基準が改訂されました

田四倍・畑二、五倍

小作料の最高額は、農地法の規定により、農地ごとに農業委員会が定めることになっております。

この小作料の基準は、さる昭和三十年に改訂されてからずっとそのままです。お

等級面積に応じ、農業委員会、修正決定することになります。具体的な小作料に基づく小作料の額は、それぞれ契約当事者の合意によってのみ変更されました。

基準は次のとおりですが、この基準は、九月一日以降支払われる本年分の小作料から適用されることになっております。くわしいことは、農業委員会にご相談ください。

小作料の最高額の新しい

農地等級	田		畑	
	10アール当りの額	10アール当りの額	10アール当りの額	10アール当りの額
1級	5.688	2.170		
2級	5.444	2.073		
3級	5.204	1.973		
4級	4.960	1.875		
5級	4.720	1.778		
6級	4.476	1.680		
7級	4.236	1.580		
8級	3.992	1.483		
9級	3.752	1.385		
10級	3.508	1.285		
11級	3.268	1.188		
12級	3.024	1.090		
13級	2.784	990		
14級	2.540	893		
15級	2.300	795		

個々の農地の小作料の最高額は、改訂された基準に基づいて、それぞれの農地

社協だより

本年度は待望の社協法人化も、専任職員も設置も進み事務所も町役場旧庁舎内に置くことが出来て、一応機構も整備されましたので今後大いに住民の皆さんに直結した社会福祉サービスを行いたく思います。皆様の一層のご協力とご鞭撻を願ってやみません。

定款にもとづいて評議員が選任され、更に評議員によって左記の通り理事監事が選任されました。

- 会長 福江 衛敏
- 副会長 相山 清作
- 理事 江崎 泰
- 理事 末貞 巖
- 理事 大塚 健介
- 理事 上田 博人
- 理事 福江 勝
- 理事 松富伊之助
- 理事 田嶋 重男
- 理事 安田 民子
- 理事 福嶋 米子
- 理事 岡田 圭治
- 理事 藤田 章一
- 理事 松広 栄
- 理事 原田 良平
- 理事 山本 定市
- 評議員 福田 雅二 原田 良平
- 評議員 河野 梅治 山下 只市
- 評議員 福江 衛敏 相山 清作
- 評議員 江崎 泰 岡本シゲ子
- 評議員 安田 民子 福嶋 米子
- 評議員 上村 博之 岡田 圭治
- 評議員 福永 章一 末貞 巖

- 福江 勝 藤田 修三
- 宮原 勝恵 田中 穰
- 内田 武文 原田 武郎
- 田嶋 重男 松富伊之助
- 中村 柳甫 吉田 善治
- 安光 岩一 藤田 章一
- 上田 博人 藤田 キヨ
- 重岡 忠二 山本 定市
- 原田 亮恵 大塚 健介
- 尚福祉協力員として各部落の区長、婦人会長さんを委嘱しお世話を願って居ります。

①本年度の重点目標
 ②社協組織の強化充実
 ③青少年の健全育成
 ④保健福祉活動の促進
 ⑤善意銀行活動の強化
 ⑥心配ごと相談の推進
 ⑦老人福祉の推進
 ⑧身障者福祉の推進
 ⑨母子福祉の推進
 ⑩自主財源の拡充

以上の中から現在までに実施したもの又は実施にうつついて努力中のものの二三について報告申し上げます。町民の皆様方の格段のご支援ご協力をお願い致します。

一、老人福祉について
 ①多年夫婦揃いでよく家を治め郷土の発展に貢献された本年金婚を迎えられました四十一組の方に敬老の日記念品を贈呈しそのご労苦を謝しお祝いしました。

②十月五日町老人福祉大会に於いて、年令が七十五才以上で、尚家を治め或は一家の支柱となり現在尚社会のために尽して居られる左記の方々を模範老人として表彰致しました。

赤崎 吉永正一氏
 先青江 中村柳甫氏
 中津江 山本源市氏
 本町 森 弥平氏
 中野 秋重貞三氏

③老人福祉についてどんな点に問題があるかを調査するためアンケートを出して目下集計して居ります。

二、町内死没者へ花輪の敬供について(九月十三日から)

町内でお亡くなりになった方の靈前にささやか乍ら花輪を捧げご冥福をお祈りすることにしました。区長さんの所へお知らせ下さったらご心配下さることになつて居ります。

三、献血予備登録制について

うるおい少なくめぐるしい現代、最近交通災害は日毎に増加して行きます。又或る種の大手術の時は絶対に血液がなくてはその病人を助けることが出来ません。その血液がすぐ手に入らないという事になれば大変です。

血液センターに預血されて居る血液だけでは需要量をみたすことはできません。こんな時秋穂町内隣保

相助けお互いの善意を生かし一回だけでも献血されれば必要な血液は確保されます。

温かく明るい郷土建設を目指しここに献血予備登録制を計画致しました。県下全市町村に先がけて組織化せんとするもので皆様のご理解ご協力を切望致します。詳細は区長さんにお聞き下さい。

(1)先づ自分の血液型を
 (2)進んで献血登録を
 (十六才から六十五才まで)

四、善意銀行について

店開きしました善意銀行も最初は余り活用されませんでした。がだんだん趣旨もご理解を戴き近來善意の預託をされる方が多くなつて参りました。誰もがもつて居る善意・しかしこの善意をどのように役立てたらよいか、わからないままにうもれてしまつて居る善意、またこの善意にふれる機会のない人も居られます。

明るい人間関係を作ろうという人達の善意を銀行のようにお預りして、預けられた方の意志を十分に尊重し、どんなささやかなものでも最大に役立たせようとするのが善意銀行です。

預託の窓口は町社協と町役場大海支所に、払い出しの窓口は社協だけです。

口座としては、
 現金・技術 物品 献血 奉仕(労力) 口座があります。今のところ社協に対する

一般寄付も善意銀行に預託して戴いて福祉事業に払出すことにして居ります。

香典返し、快気祝、結婚祝、誕生祝、年賀祝建築祝等種々あると思います。社協活動へのご援助の意味でよろしくお願ひ申し上げます。

五、心配ごと相談について

みなさんに心配ごとや、悩みごとがあった時、その相談を受けて問題を解決し、明るい家庭、楽しい毎日が送れるようご協力して居ります。どなたでもおいで下さい。相談は無料と秘密は固く守ります。

相談内容は例えば
 ○家庭内のいざこざ
 ○結婚離婚の諸問題
 ○生活が苦しい時
 ○児童母子の問題
 ○住居相続などの問題
 ○就職のこと
 ○病氣療養費のこと
 ○行政上の苦情など

毎月二十日公民館で毎週金曜日社協で

六、世帯更正資金の貸出しについて

生活の苦しい方(生活保護世帯は除く)や身体障害者の自立更正のための資金(生業住宅技術修得修学療養費)に困つて居られる方は近くの民生委員にご相談下さい。低金利で世帯更生資金をあっせん致します。

七、善意銀行からのお礼

次の方々から香典返しにかえて寄附を受けました謹んで哀悼の意を表します。(敬称略)

- 九・一八 中村嘉六金巻封
- 九・二〇 杉山圭治
- 九・二七 田中義貫
- 十・四 松本敏三郎
- 十・九 藤村要蔵
- 十・一二 糸中久男
- 田中義明
- 福田泰典
- 安光ミツ子
- 伊藤寿男
- 尚別に
- 七・八 福田雅二金二千円
- 九・一 藤村亨男金壹千円
- 九・一 小林和作老人クラブ指定
- 二十二万九千九百五十円
- 十・二 河野健太郎 島岡洋子
- 金参千円結婚記念として
- 物品口座
- 九・十 相山清作葬儀用花輪一對
- 十・二十 五東久輔
- テレビ一式及カメラ指定
- 黒濁保育所
- 献血口座
- 春種 一民 藤岡 正美
- 石田 芳朗 時繁恵美子
- 河野 泰子 平林 末式
- 木原 忠孝 末富 英文
- 西村 綾子 田中 義明
- 以上は藤村亨男さん輸血用として
- 善意誠に有難うございました。厚く御礼申し上げます。



改正された道路交通法

横断歩行者の保護を強化！

道路交通法の一部が改正されました。改正の趣旨は日ごとにかままる交通の危険な状態から歩行者の安全保護をはかるために

- ① 車輛の通行方法に関する規制の強化。
- ② 大型自動車の受験資格などの厳格化。
- ③ ひき逃げなどの交通事故を起こした者に対する免許の効力の停止。
- ④ 交通反則制度の新設

などが行なわれました。改正されたおもな点はつぎのとおりです。

○横断歩行者の保護がいちだんと強化されました。(十一月一日から実施)

○歩行者が横断歩道にいるときや、横断しようとしているときは、車輛はその直前で、一時停止して歩行者を安全に通らさせる。

○横断歩道のない交差点や、その近くで歩行者が横断しているときは、車輛はその歩行者の通行を妨げてはならない。

○横断歩道を通過しようとする車輛は横断歩道の直

前で他の車輛等が停止しているときには、その横断歩道の直前で必ず一時停止しなければならぬ。

○横断歩道の手前三十メートル以内では、軽車輛以外の車輛を追抜くことが禁止された。

○大型自動車に関する規定が整備されました(十一月一日から実施)

○大型貨物自動車などに運行記録計(通称タコグラフ)を備えつけることが義務づけられ、記録計を備えつけない車輛の運転を禁止し、使用者に対しては、記録を一年間保存することが義務づけられた。

○大型自動車の資格年令が従来の十八才から二十才に引きあげられ、しかも現に普通免許、大型特殊免許又は軽免許のいづれかの免許を受けていて、これらの免許で運転できる自動車の運転経験が二年以上なければ受験できなくなつた。

○またダンプカーや火薬類

運搬車など特定の大型車の運転資格は、運転経験を二年から三年に引きあげられた。

○積載制限違反などの罰則が重くなりました。(十一月一日から実施)

○積載制限違反の罰則が従来の「三万円以下の罰金」から「三ヶ月以下の懲役または、三万円以下の罰金」に引き上げられた。

○運行管理者が、運転者に制限外の積載を命じたり、容認することが禁止された。

○運転免許の効力の仮停止

制限が新しく設けられた。(十一月一日から実施)

○ひき逃げや、酒酔い運転などで死傷事故をおこした運転者に対して、警察署長はその交通事故があった日から起算して、二十日間運転免許の効力を仮停止することができることになった。

多発している自動車等の運転者の違反事件を早く、合理的に処理するため交通反則金制度が新設されましたが、これは明年七月一日から実施されます。

「歳末たすけあい運動」のお願い

「みんなそろって明るいお正月を」
昭和四十二年も愈々残り少なくなりました。

今年も恵まれない人々に

対し、暖い愛の手を差しのべみんな揃って明るい正月を迎えるようにするため十二月一日から歳末たすけあい運動が始まりますが、この運動は昭和二十二年から始められ、今年で二十一年目を迎えることになりました。既に昨年度の実績につきましては、広報紙及び有

制限が新しく設けられま

がなくなれば、それは人間の世界ではないだろうと思

います。社会保障が完備したとしても国民の心の中には社会連帯の精神や国民相互の善意が残るべきであらうと思ひますし、そうした善意がいろいろな形をとってあらわれようと思ふのであります。

そうした国民の善意があつてこそ人間の世界にうろたひがあり、社会福祉国家ができあがるのだらうと思ひます。私達の住んでいる社会にはみよりのない子供や老人、からだの不自由な人、助けを求めない家庭など、恵まれない人達が沢山います。

このような不幸な人達を少しでもなくしてより明るいあせな社会を作るためたすけあい運動であります。どうか皆様方の御理解により御善意の御協力をお願い致します。

保安林内立木伐採許可申請の取扱いについて

保安林の立木を伐採されるときは許可を受けてから伐採して下さい。

手続については町役場産業課にお尋ね下さい。(受付期間) ①皆 伐

お宅の犬には狂犬病の予防注射がしてあります。か、先般秋期の狂犬病予防注射を行ないましたがまだ受けていない犬があるようです。

犬は、毎年登録し、春秋の二回狂犬病の予防注射を受けるして下さい。

必ず狂犬病の予防注射を
射を受けなければ飼育できませんので、まだの方は、至急獣医に連絡し予防注射を受けて下さい。

原 田 敬 喜
有線二七〇三
藤 田 東
有線二二一〇

毎年第一回
二月一日より三月三日まで(第一・四半期分)

第二回
六月一日より七月一日まで(第二・四半期分)

第三回
九月一日より十月一日まで(第三・四半期分)

第四回
十二月一日より十二月三十一日まで(第四・四半期分)

② 採伐及び間伐
伐採を開始しようとする三十日前に提出して下さい。

成人病の集団検診

11月20日町役場で実施

さきに申込された高血圧、胃ガン、子宮ガンの集団検診を左記により行ないます。申込された方は、時間内において下さい。

尚、高血圧、胃ガンの検査については、申込されていない方でも先着順に二十名追加申込を受付けますので、希望者はおいで下さい。検査料金は忘れずに持参下さい。

記

日時 十一月二十日

受付時間

高血圧、胃ガン

八時三十分より十時迄

子宮ガン

午後一時より二時迄

料金は厳守下さい。

料金

高血圧・心臓疾患の検査

五百円、眼底撮影をした

場合別に二百円

胃ガンの検査 六百円

子宮ガンの検査 三百円

組織検査をした場合別に二五五円

注意事項

胃ガン検査を受けられる

方は次の事は厳守下さい。

①検査前日の夕食は通常ど

おりでよいが夜食、深酒

をしないこと。

きるだけ脱いだ方がよいが、寒いときはシャツ位はよい。ボタン、金具類のついたものはよくない

④検査の際「バリウム」は係員の指示によって飲むこと。

⑤食事は検査後にすること

引揚者に

特別交付金支給

「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」が八月一日に施行されました。

この法律は、第二次大戦により内地に引揚を余儀なくされた人たちの在外財産問題の最終的な解決を図るためのもので、政府が特別の措置として、交付金を支給しようとするものです。

この特別交付金の支給を受けることができる者は、引揚者、死亡した引揚者の遺族および引揚前死亡者の遺族です。

特別交付金の額は引揚者に対するものについては終戦時などの年令の区分によって十九才未満が二万円、二十才〜二十四才まで三万円、二十五才〜三十四才まで五万円、三十五才〜四十九才まで十万円、五十才以

県立防府高等看護学院学生募集

- 一、看護婦養成機関
- 二、修業年限 三年
- 三、募集人員 二五名
- 四、入学資格 高等学校卒業
- 五、願書受付 昭和四十二年一月二十日から二月十日まで
- 六、試験科目 (1)国語(2)数学(3)理科(4)英語
- 七、試験期日 昭和四十二年二月十三日十四日
- 八、特典 奨学金制度および寄宿舎の設備あり
- 九、入学案内および入學願書用紙、その他は直接学院にお問い合せください。

中小企業の年末融資の申込について

国民金融公庫では中小企業者の方々への年末融資の申込を受けておりますが本年は金融引締が行われ始め、年末をひかえて中小企業への影響は楽観を許さない段階にありますので、皆様の申込が年末に集中しますと公庫の処理能力の関係もあり、借入れ御希望のときはなるべく早目にお申込

下される様望みます。尚十月一日から年末短期資金の貸付の取扱を始めました。取扱要領は次の通りです。

- 一、年末特有の必要資金(仕入資金、決済資金、ボナス資金等)に限る。
- 二、返済条件は翌年六月中旬迄返済となるよう適宜の月賦払を原則とする。

お米の配給

秩序を守りましょう

十月一日から消費者米価が改定されました。そして配給米の品目も、消費者の要望に沿って内地米、徳用上米、徳用米の三品目に改定されました。

消費者の皆さんは、お米の配給について次のことをよく理解していただき、配給が円滑に行なわれるようご協力をお願いします。

- 一、配給米の一人一ヶ月の配給量は内地米、徳用上米を合わせて十キログラムの範囲内です。尚徳用米は十キログラムのわく外ですから自由に買うことができません。

三、完済時において長期資金に借替移行するおそれのあるものに対しては取扱わない。

身体障害者福祉法の一部改正について

このたび身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行により心臓又は呼吸器

の機能障害が身体障害の範囲に加えられました。

- 一、永続性の認定
心臓又は呼吸器の永続する機能障害とはそれが将来とも回復する可能性が極めて少ないもの
- 二、内部障害者の定期相談は毎月第二・三火曜日の十三時から山口市緑町山口県身体障害者更生相談所で開催くわしいことは住民課へお問合せ下さい。

二、消費者は自分が登録している米穀小売店以外からお米を買うことはできません。尚、登録小売店から買ったときは必ず米穀類購入通帳に記入してもらおうと同時に販売伝票を受けとって下さい。

三、米穀小売店を事情により変更するときは必ず町役場で手続きをして下さい。

四、配給米の品質の低下や量目の不足が認められるときは小売店に申し出て相談して下さい。

五、配給米についての相談や苦情などのある方は町役場にお申し出下さい

ボーイスカウト秋季野外訓練を行う!



健全なる青少年の育成を目的とした社会教育運動で、明日の日本をになう立派な青少年を作るため、正しい社会生活と心身共に立派な公民を養成するボーイスカウト運動の一環として、ボーイスカウト山口県連盟秋穂第一団は、去る十月七日(土)八日(日)の二泊二日で、防府市阿弥陀寺境内において秋季野外訓練を行いました。

野外訓練には、リーダー数名と隊員四十余名が参加し、秋穂からサイクリングで防府市阿弥陀寺、テントを張って一泊二日の野外生活を楽しみ、訓練で、大平山に登山ハイクを行なうと共に道跡ハイクを行なう有意義な日を送りました。

心障児の施設が

できまます



「心身障害児(者)」という言葉を最近よく耳にします。人間の幸せの第一は、体も心も健康であることにあるといわれますが、不幸にして体や心に障害のある人が世の中にはかなり多数あります。

その中でも重度の障害をあわせてもっている人々が「重症心身障害児(者)」と呼ばれます。今までこれらの人に対しては十分な救済の手がさしのべられておらず、児童扶養手当が一人につき千四百円支給される程度でした。

最近、児童福祉法の一部が改正され、いままですの谷間に置き去りにされていたこれらの人々に対する保護を強化していくことになりました。その対策のひとつとして、政府は重症心身障害児施設の整備を促進することをきめました。これにより県内では宇部市にある国立療養所「山陽荘」に新たにこの施設が併設されることとなり、来年一月開所を目的に現在準備がすすめられています。

この施設は定員四十人で県内の「重症心身障害児(者)」を中心に収容します。もちろん、これだけでは決して十分ではありませんので、今後さらにこれらの人々の福祉が増進されるよう努力を続けてゆくことが望まれています。

読書週間によせて

「読書週間」は「文化の日」を中心にして十月二十七日から二週間、読書推進運動協議会の主催で行なわれています。

読書は、みずからの生活を充実し、人間形成を助成するうえに必要です。これらのためにも不良図書は、みんなの「力」で追放しなければなりません。知識吸収力の最もおおう盛な「幼児期」「児童期」「青少年期」においては正しい本を与え、生涯にわたる望ましい読書の習慣、態度、技術を

家の新築と税金

習得させるよう指導することが大切です。近年テレビ等の普及で本を読まなくなったといわれております。母と子の二十分間読書というのをご存知と思います。鹿兒島県立図書館長の椋嶋十さんが、はじめられた運動です。これは、子どもが小さい声を出して注意力を集中して教科書以外の本を読むのを親が静かに聞くことを、毎日くりかえす方法です。子どもの能力に合った本を選ぶことによって

理解力を高める。毎日わずかな時間でも読みつづけることで根気力を身につける。又その時間、母を独占するというような多くの効果をねらっています。

読書週間は機として巡回図書を実施します。本年は公民館に遠い部落に巡回し、近くの部落の方は公民館の図書を利用していただきますが、親と子のこうした読書を通じての話し合いの場が各家庭で行われることを強く望みます。

○登録免許税
これは建物の保存登記をするときに納めるもので、税率は不動産の評価格(固定資産課税台帳に登録の価格)の千分の六です。
たとえば二百万円と評価された場合一万二千円。ただし、この評価基準は売買価格よりいくらか低くなっています。

○不動産取得税
不動産を新しく取得したときに課せられる県税で、税率は不動産の評価格の百分の三です。ただし次のような特例があります。

①居住用の住宅を新築した場合、は百五十万円の基礎控除があります。
②土地を取得してから二年以内はその土地に住宅を新築した場合は、百五十万円または床面積の二倍(二百平方メートルが限度)の土地価格のどちらか高い方の価格を控除されます。

○固定資産税
毎年一月一日現在で固定資産課税台帳に所有者として登録されたものに対して課せられる町税で、標準税率は千分の十四ですが、昭和三十八年一月二日から、昭和四十四年一月一日の間新築した八十五平方メートル以下の居住専用住宅の場合は新築後三年間はその半分に軽減されます。

